

令和4年8月

上野労働基準監督署ニュース



2023年4月から中小企業の月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります。

(2023年3月31日まで)

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は50%
中小企業は25%



月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

深夜・休日労働の取り扱い

- 深夜労働との関係
月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00~5:00)の時間帯に行わせる場合、深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。
- 休日労働との関係
月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。
- 法定休日労働の割増賃金率は35%です。



詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

2023年 割増賃金

検索



東京都最低賃金は 1,072 円とするとの答申がありました。

令和 4 年 8 月 5 日、東京地方最低賃金審議会（東京労働局における最低賃金に係る諮問機関）は、東京労働局長の諮問を受けて、「東京都最低賃金は 31 円を引き上げて時間額 1,072 円に改正することが適当である。」旨の答申を行いました。効力発効の日は令和 4 年 10 月 1 日の予定です。

東京労働局は、所要の手続きを経て、本年度の東京都最低賃金の改正に係る手続きを進めるとともに支援施策を推進することとしています。



詳しくは東京労働局ホームページをご覧ください。

東京都最低賃金 答申

検索



令和 4 年度全国労働衛生週間が始まります。（準備月間 9 月、本週間 10 月 1 日～7 日）



「あなたの健康があってこそ 笑顔があふれる健康職場」

全国労働衛生週間は労働者の健康管理や職場環境の改善など労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保することなどを目的に、第 73 回労働衛生週間が始まります。

今年も、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる 3 つの密（密閉、密集、密接）を避けることを徹底しつつ、各事業場の労使協力のもと、実施要綱記載事項の実施をお願いします。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

全国労働衛生週間

検索

実施要綱



上野労働基準監督署では、令和 4 年 9 月 7 日（水）14 時から、台東区民会館で安全衛生管理セミナーを行います。詳細は安全衛生課（03-6872-1315）まで。



労働基準監督署の対応について

相談、届出・申請などは

「電話」、「電子申請」、「郵送」をご活用が可能です。

利用者の皆さまにご来庁いただくことなく、電話による労働相談、電子申請・郵送など各種届出・申請、インターネットを通じた情報収集が可能です。

また、労働基準監督署で行う申請・届出等については、一部を除き、事業主等の押印や署名がなくとも提出ができますので、こうした書類の作成に当たってのテレワークの活用もあわせてお願いします。

